会議録

会議の名称	西東京市特別職報酬等審議会(第2回)
開催日時	令和3年10月22日(金) 午前10時00分から11時35分まで
開催場所	田無庁舎 4階第3委員会室
出 席 者	(委員) 栗島博、鈴木悟、平勇介、髙木保男、髙橋雅人、竹之内一幸、 中川明子、平山喜弘、山内章、横山順一郎(敬称略) (事務局)齋藤職員課長、阿久津職員課長補佐、住田職員課人材育成推進係 長、菅原職員課給与厚生係長、齋藤職員課給与厚生係主任
議題	特別職の職員の報酬等について
会議資料の 名 称	令和3年度西東京市特別職報酬等審議会資料
記錄方法	□全文記録 ■発言者の発言内容ごとの要点記録 □会議内容の要点記録
会議内容	

∧ E

○会長

ただいまから第2回西東京市特別職報酬等審議会を始めます。まずは、傍聴人の報告について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

本日は傍聴の希望者はおりません。

○会長

わかりました。次に、本日の会議について説明をお願いいたします。

○事務局

まず、皆様に事前に郵送させていただきました第1回審議会の会議録についてでございます。お配りしました会議録は発言者ごとに委員名を記載しております。市のホームページや情報公開コーナーで公開する際には、委員名は公表いたしません。会議録の内容で何かご意見や修正等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○委員

よろしいでしょうか。発言者の委員名を書かないということですが、例えば会議録 12頁の委員の発言の2行目で、「先程の委員がおっしゃった」と委員の名前を特定し ている箇所があります。これはどのような取扱いになりますか。

○事務局

名前は取り除いて記載いたします。

○委員

文章中の委員名も除かれるということですね。わかりました。

○委員

この会議録は発言した内容をそのまま文章にされていますが、6頁にある会長のご 発言の「出てきた資料に使って」という箇所は「出てきた資料を使って」が正しいか と思います。

また、10頁にある会長のご発言で、「選ばられ方だけが」という箇所は「選ばれた 方だけが」が正しいと思います。そのままの発言を記載した方が良いのか、訂正した 方が良いか、どちらが良いでしょうか。

○会長

口語表現のため、このような記載になっているのかもしれませんね。

○事務局

ご指摘いただいた箇所については、修正させていただきます。これで確定とさせていただいてよろしいでしょうか。

(※各委員から「良い」との声あり)

○事務局

会議録については皆様のご了承をいただきましたので、後日、ホームページに掲載 をいたします。

次に、次回以降の審議会のスケジュールでございます。当初は11月中に審議を終了する予定でございましたが、議会等の兼ね合いもあり、第3回は12月下旬、第4回を年明けの1月に開催したいと考えております。委員の皆様のご都合等あるかと思いますので、具体的な日程については審議会終盤で調整させていただきたいと思います。

○会長

事務局から説明がありましたが、スケジュールが遅れています。当初は年内終了の 予定でしたが、第3回は12月下旬、第4回は1月に開催するというスケジュールにな ります。詳細については、会議終了前にもう一度確認いたします。

それでは、本日の議題に入ります。事前に配布した資料と本日配布した資料について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、皆様に配布した資料について、ご説明いたします。

資料 1 西東京市監査委員条例

条例は第二条、第三条に記載がありますように、監査委員の定数は3名、そのうち 1名が常勤の監査委員という内容でございます。

第四条は、監査委員事務局の規定でございます。現在、西東京市の監査委員事務局 には、監査委員以外に一般職の事務局の職員として、4名が在籍しております。

資料2 西東京市監査基準

実際の監査の目的及び内容が規定されています。こちらにつきましては、後程ご覧ください。

資料3 西東京市行政機構図

機構図の下の方に監査委員が記載されています。監査委員は、総務部職員課が属し

ている市長部局、あるいは教育委員会とは別の組織となっております。

資料4 行政職給料表⊖

給料表の最上段に職務の級として、左から1級から5級と記載がございます。1級は主事級、2級は主任級、3級は係長級、4級は課長級、5級は部長級でございます。給料表の左側の号給についてですが、縦に1、2、3とあるのは、1号給、2号給、3号給という呼び方をしております。例えば1級の1号給の給料月額は141,300円という意味でございます。5級の給料月額、つまり部長級の給料については、給料表は4号給までございますが、現在は1号給のみの運用としております。

なお、大学を卒業してすぐに西東京市役所に入庁した職員は、1級29号給からスタートします。勤務の成績が標準であれば、原則1年ごとに4号給ずつ昇給する仕組みでございます。

資料 5 報酬額への市民感情の反映について

こちらの資料は、過去の報酬審議会の会議録から一部抜粋したものでございます。 内容といたしましては、経済情勢は市民感情を一定程度反映しているため、経済情勢 を反映している人事委員会勧告を用いることで、結果的に特別職の報酬額は市民感情 を一定程度反映している、というものでございます。裏面の10頁は、考え方をイメー ジ図にしたものでございます。後程ご確認ください。

資料6 部長級職員の年収推移

過去5年間の部長級職員の年収推移でございます。給料月額は平成29年から494,000円と変動はございませんが、期末勤勉手当の月数は毎年変動しております。 令和元年までは月数を引き上げておりましたが、令和2年は0.1月分引き下げとなっており、年収も連動して下がっております。

資料7 人事院(人事委員会)勧告の推移

過去5年間の人事院勧告の推移でございます。国の人事院勧告は毎年8月の上旬、東京都の人事委員会勧告は10月の中旬頃に勧告が出されます。令和3年の東京都の欄が空欄となっておりますが、1週間前に東京都から勧告が出されました。給料表については改定がございませんが、期末勤勉手当については4.55月から4.45月へ、0.1月分2年連続の引き下げとなっております。

今回の勧告を受け、西東京市おいても、期末手当の月数を0.1月分引き下げる予定でございます。0.1月分引き下げるという条例案を12月議会で提出する予定でございます。

資料8 西東京市特別職及び一般職の年収比較

資料 9 ①設定倍率による年額及び月額、②設定倍率により算出した給料月額等と現行額の比較一覧表

資料8、資料9つきましては。第1回審議会の際にお配りした資料の訂正でございます。

資料8については、一般職の部長の諸手当の金額として187,950円と記載をしておりますが、第1回審議会でお配りした資料では、187,720円と記載をしておりました。こちらを訂正しております。手当の額を訂正したことで、部長級の年収額も修正をしております。部長級の年収を訂正したことで、次の14頁目につきましても、表の上から5段目、部長級最高年収額の金額を訂正しております。

続いて15頁でございます。市長や副市長の給料月額あるいは議長議員の報酬月額について、前回お配りした資料では1円単位まで記載をしていましたが、資料の表の欄

外の注釈のとおり、千円未満の端数を切り捨てて記載をしております。

次の16頁の訂正内容も同様でございます。訂正箇所は以上でございます。

資料10 令和3年人事委員会勧告等の概要

例月給は改定を見送りになったため、給料表の改定もありませんが、特別給については0.1月分引き下げとなっております。それ以外の内容ついてはご覧いただければと思います。

今回の人事委員会勧告を反映した場合の部長級の年収でございますが、5頁の資料11のとおり、期末手当が3,033,654円となり、年収で約68,000円現行より下がる見込みでございます。

続いて、部長級の年収が下がった場合の特別職の報酬額についてですが、資料12の8頁②の期末手当の支給率が4.45月の場合ですが、市長の給料月額は現行と比較して20,000円下がります。期末手当は190,200円上がり、年収は49,800円下がるという結果になります。副市長については、給料月額が17,000円下がり、期末手当が172,320円上がり、年収が31,680円下がります。教育長以下はご覧のとおりです。全て同様に給料は現行より下がり、期末手当は上がり、全体的な年収だと下がるという結果になります。

事前に郵送いたしました資料9の16頁をご覧ください。こちらは期末手当月数が4.55月の場合ですが、市長の給料月額は21,000円下がり、期末手当は301,140円上がり、年収も49,140円上がるという結果になります。副市長以下も、同じような結果になり、年収額は上がるという結果になります。今回出された東京都の人事委員会勧告の内容を反映するかしないかによって、特別職の年収額に影響を与えます。この点が非常に大きなポイントになると考えております。

資料13 東京都26市 議会の概要(議会構成及び会議時間)

26市の議会の構成及び会議時間でございます。西東京市の状況といたしまして、最上段に記載してあります現在条例定数が28名、現在議員数が27名、男子が20名、女子が7名、1名の欠員となっております。本会議の日数でございますが、定例会が25日、臨時会が3日、本会議の時間数といたしまして、101時間43分、その他全員協議会が1日、公聴会の開催はございません。

資料14 東京都26市 委員会の審査状況(令和2年)

現在、西東京市の状況につきましては、常任委員会、企画総務委員会、文教厚生委員会、建設環境委員会の3委員会がございます。この3委員会の会議日数でございますが、11日となっており、会議時間が36時間10分でございます。特別委員会でございますが、西東京市には予算特別委員会、決算特別委員会の2特別委員会がございます。こちらの会議日数でございますが、26日、会議時間は86時間11分、会議時間の合計は122時間21分となっております。

資料15 会議開催状況(西東京市)

資料13でご説明いたしました本会議の西東京市の3ヵ年の開催状況でございます。 定例会は年4回となっており、第1回が3月、第2回が6月、第3回が9月、第4回 が12月となっております。臨時会につきましては、必要に応じて特定のことに限って 召集される会議でございます。令和2年度つきましては、主に新型コロナウィルス感 染症対策に係る補正予算のため、臨時会を3回開催いたしました。

資料16 委員会審査状況等

各常任委員会、特別委員会の過去3年間に委員会に上程された条例や請願・陳情の

数でございます。それぞれの開催日数と会議時間を記載しております。

資料17 付議事件処理結果

議会に提出された議案の過去3年間の処理結果でございます。市長提出議案、委員会提出議案、議員提出議案と、議案ごとの審査件数を記載しております。

資料18 市長の役職名と報酬額一覧

市長が西東京市以外の一部事務組合で役職に就いている報酬額の一覧となっております。なお、下の米印にも記載してありますが、報酬のある役職のみ記載しております。報酬のない委員会もいくつかありますが、そちらは割愛させていただきます。

資料19 議員の外部団体等における報酬額一覧

議長につきましては、色々役職がございますが、報酬は出ておりません。議員については、一部事務組合議会などからの報酬がございます。

資料20 議員の政務調査費

政務活動費とは、議員の調査研究のために必要な経費の一部として支給されており、西東京市では年額24万円の支給となっております。

以上で資料の説明を終わります。

○委員

資料4についてですが、これはいつの時点の資料ですか。

○事務局

令和3年度の資料です。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○会長

本日配布された資料のうち、資料13から資料20につきましては、平成27年度に開催された審議会で提出された資料になります。会長の私は事前に資料の確認をしておりますが、私も一委員でございますので、私だけが閲覧して意見を発言することは好ましくないと思いました。この資料がどの程度の影響・効果があるのかは判断しかねますが、委員の皆様方にも閲覧いただくことが必要だと思い、配布させていただきました。

それでは、配布された資料につきまして、議論をしていただきたいと思います。前回の審議会でも、前々回の平成21年度審議会における基準や方針、体系を踏襲して答申が作られているという経緯がございます。前回に申し上げましたが、これまでの方法を大きく変えるのか、あるいは、これまでの方法を是として問題点の有無を判断していくのか、どちらかになりますが、これまでの体系や基準を大きく変えることはしない、とご確認いただいたと思っております。

従いまして、本日の議論の中心は、東京都の人事委員会勧告のマイナス0.1月について、審議会としてどのように考えるかということです。この部分についてご議論いただきたいと思いますが、このような進行にさせていただいても構わないでしょうか。

○委員

私はそれで結構です。

会長

賛成意見をいただきましたので、この方法で進めさせていただきたいと思います。 それでは、自由にご発言をしていただきたいと思います。何かご発言のある方はいら っしゃいますか。

○委員

先程事務局から、東京都の勧告を受けて12月に0.1月下げた条例案を提出されるとお話がありましたが、0.1ヶ月下げるのは誰を対象としているのですか。

- ○事務局
 - 一般職全員になります。
- ○委員

特別職については、12月議会では提出しないということですね。

○事務局

提出いたしません。

○委員

審議会では、この勧告を受けて改めてどうするかを考える、ということですね。

○事務局

おっしゃるとおりです。

○委員

私の考えとしては、職員を0.1月下げるならば、特別職の方についても少なくとも 0.1月下げるべきではないかと考えています。

○委員

令和2年から令和3年にかけて0.1月分下がっているのは、コロナによる経済状況が反映されたためと理解しています。資料11の部長級の職員の給料の推移ですが、コロナの感染者の人数が収まり、経済状況が今後上向きになっていく場合、来年の人事院勧告では上がるかもしれません。特別職の報酬の見直しは5年に1度だと、今回下げたら5年間はそのまま据え置きで下がったままということですよね。

○会長

5年という期間が制度になっているわけではありません。議員の任期は大体4年で すので、任期が終わってから審議会を開く、今までこのような流れだったのだと思い ます。

○委員

任期が終わる度に給料については相談する、ということでしょうか。

会長

例えば、今年はマイナス0.1月ですが、来年景気が良くなってプラス0.2月になるかもしれない。毎年見ていくとそれなりの変動があります。毎年見直しを行うことになれば、議員報酬も毎年変わっていくことになります。手続き的な煩雑さを考えた場合、毎年見直しを行うことはいかがなものかという考え方もあります。厳密に言えば、毎年見直しを行うことはありえる話だと思いますが。

今回はマイナス0.1月ですが、翌年は好景気でバブルになり、今後も経済が好調を継続する見通しがあれば、引き下げたままで良いのか、となります。緊急必要性に応じて市長の判断で、1年後2年後でもあっても、この審議会が開かれる可能性はあります。

○委員

逆に言うと来年は下がる可能性もありますよね。上がるか下がるか分からないので、難しい判断が必要になると思います。もし来年勧告が下がったのに、それを反映しなかったら、報酬額が大きいまま維持される可能性もあります。

○会長

今回はマイナス0.1月という勧告が出ています。それに沿って、この審議会としてはどのように答申するかを考えることになります。東京都の人事委員会がマイナス0.1月することは妥当だと判断すれば、0.1月を基準に答申を考えることになります。それに反して、従来通りにすると答申した場合、最終的には市長が判断しますので、市長が容認しないという可能性もあります。ですから先程、4年、5年と申しげましたが、それを考え出すと誰も先のことは読めませんので、現状から結論を導きだすという方法しかない、というのが私の考えになります。

○委員

東京都が0.1月下げるのであれば、それに従って答申した方が良いと思います。 我々商売をやっている人間からすると、コロナの影響で売り上げは下がる一方で、お そらく税収も少なくなっていると思います。このような状況を考えると下げることが が妥当ではないかと思います。

○会長

数字を変えることはかなり難しいと思いますが、東京都の人事委員会勧告を用いる ことは数的根拠になりますので、妥当性があるかと思います。

○委員

東京都は0.1月下げるということですが、これは職員に対する給料の引き下げです よね。特別職について、都議会議員の方の見解はまだ出ていないのでしょうか。

○事務局

東京都の議員についても、このような審議会で答申を出し、議会を通して決めるという流れになります。東京都の議員が0.1月下げるかどうかというのは、今の段階ではわかりません。

○委員

今までの過去の状況はどうでしょうか。

○事務局

申し訳ございません。東京都の推移やデータは調べておりませんので、この場ではお答えができません。

○委員

資料5の報酬への市民感情の反映という点で、経済情勢というのは西東京市だけではなく、全体的な情勢を指しているという理解でよろしいでしょうか。

○会長

今回の場合だと西東京市も連動していると思います。例えば、会社が移転すれば飛躍的に法人住民税が上がる、地方税が上がりますので、西東京市の財政が大きくなります。特別なことがあれば別ですが、連動していると思います。

○委員

一般的な会社の考え方としては、ボーナスというは会社の業績と、その人がどれだけ頑張ったかという指標により支給されるものだと思います。日本全体という考えもありますが、西東京市として市長・副市長がどれだけ頑張ったか、という部分が重要だと考えています。この点を図ることは難しいと重々承知ですが、市民感情が出やすい部分だと思います。他の市や都道府県で違う指標で審議されているところはありますか。

○会長

要するに市長の通信簿ですよね。

○委員

そうですね。そのようなものを出すのは難しいと思いますが、他の自治体で別の指標を出している所があれば、参考にできると思います。

○会長

この点について、事務局はいかがですか。

○事務局

他市の状況等を調査しましたが、他市の決め方としては、上げるか下げるか現状維持か、まずはこの3つに絞って議論するという方法がほとんどです。市長の成績等を議論している市町村は、事務局が調べた限りありませんでした。

特別職には成績に応じて支給する勤勉手当がなく、期末手当だけ支給されます。一般職には期末手当と勤勉手当が支給されますが、特別職は市長という職責に応じて決めているという仕組みになっております。

○委員

役割業績みたいなものですね。もし市民が駄目だと思ったら次は当選できない、そのように判断されるということですね。

○委員

国家公務員の人事院勧告と東京都の人事委員会勧告が基準になっているとのことですが、なぜ国家公務員を使わないかというと、その理由は地域格差があるためだと思っています。東京都の人事委員会勧告を基準とすれば、経済格差は加味されるかもしれませんが、地域格差は加味されないと思います。例えば、東京都の人事委員会勧告に対して地域格差による係数を掛ける、そのような方法はないのでしょうか

○会長

そのような方法は今まで採られていないようですね。ですが、今のご発言の内容を 行ったうえで、答申を作ることはできるとは思います。

○委員

先程から他の委員がおっしゃるように、東京都の統計で見るのと西東京市の実態は違うではないか、そう言われていると思います。その点について、この資料には反映されていない、他市と同じ横並びだから良いと考えるのは違うと思います。どの金額が妥当かを言いたいわけではなく、東京都の勧告をそのまま参考にするには片手落ちではないかと思います。

○委員

他市では係数を掛けているなど参考になる資料があれば、西東京市でも他市の方法を取り入れることができるか、議論できると思います。

○会長

事務局では、そのような方法を行っている自治体は把握していますか。

○事務局

審議会を開催するにあたり、他市の状況を事前に調査しておりますが、上げる・下げる・維持するを決めてから取り組んでいる市がほとんどです。当市のように体系立て、明確な基準を持って実施しいてる市はございませんでした。

西東京市でも各事業者の状況を調べることになりますと、人事委員会を置かないと 調査ができません。26市でも人事委員会を置いている市がないため、東京都の数値を 参考にしている、というのが実態でございます。

また、東京都の調査の結果を教えていただけるか問い合わせしたところ、調査対象 についてはお答えできないとのことでした。調査には西東京市の事業所も入っている とは思いますが、どれ程の数かは分かりません。

○委員

東京都を参考にすることは結構ですが、運用するという点では、今のご意見では少 し弱いと思います。

○事務局

東京都の人事委員会勧告の月数に対して、どのような指標を用いて係数等を作るのか、大変難しいところです。

○委員

市が持つ統計を厳密に解釈して欲しいということではありません。西東京市の市民感情を世界経済や日本経済だけで論ずるのは、少し違うと思っています。

○会長

今のご意見は、西東京市の市民感情をピックアップして示すべき、ということですよね。市民感情の反映について答申に記載する際に、西東京市市民感情のような表現で記述していく必要がある、そういうことでしょうか。

○委員

それでは結果として論じているだけになってしまいます。東京都の人事委員会勧告を基に論じてしまうと、西東京市の実態が反映されない数値になってしまいます。

○会長

極端な言い方になりますが、係数等の具体的な根拠に基づいて計算されていないこと、客観的な判断に基づいていないことが問題である、というご意見だと思います。

今回の審議会では、事務局に急遽お願いしても難しいと思います。次回の審議会が 開催されるまでに、新しい資料や指標を作れるような組織を作る、そのような内容を 答申に付帯・付言することしか今回はできないと思います。貴重なご意見として頂戴 いたします。

○委員

今までのお話を聞いていると、人事委員会を置かないと指標が出せない、東京都内の市区町村で人事委員会を持っている所は一つもないということですよね。人事委員会を作ろうとすると時間や経費も掛かります。西東京市の人事委員会を立ち上げるということは現実的ではないと思いますので、そうではない指標の出し方を検討した方がいいと思います。

会長

そうではない指標の出し方というのは、なかなか難しいかと思います。

○委員

基本的には、職員の部長職を目安にした考え方を行うのであって、そこまで考える 必要があるのでしょうか。

○委員

そこまで考えなければ、どこの市も同じで東京都が0.1月下げたから下げる、となってしまいます。今回新しいことを考えるのは難しいとは思いますが、次回5年後の審議会を見据えて、新しい指標を作ったり、他市の方法を参考にしたり、より良いものを考えていくことが重要だと思うのですが。

○会長

おっしゃることはよくわかります。報酬が適切かどうか判断してください、と我々は言われるわけですが、妥当な金額を出すための細かい資料がないですよね。先程のご意見のとおり、この審議会ではどこかの指標と比べたり用いたりして、明らかに妥当性を欠いていることがあれば指摘をする、というところに留まっています。東京都

を万能の数字として用いているわけではありませんが、東京都が少なくともマイナス 0.1月と言っているのに対して、我々は下げないという結論を出すと、妥当性を欠い た答申になります。

ですが、報酬審議会は、それを何ヵ月にするのか、そこまで決定する委員会ではないと思っています。答申を受けて市長がどのような政策を考えるか、そこまでは我々は踏み込むことができません。ですから、我々は妥当な結論を作る、妥当な結論を生み出すために、少なくとも資料や指標は市として置いておくべきである、このような意見であったと思っています。

従って、過去の答申もそこまで踏み込んでいないのは、明らかにおかしい結果ではないと判断したためだと思いますし、東京都の人事委員会勧告を受けてチェックを入れたうえで、特段問題はないと結論を出しているためと思います。

横並びの話が出ましたが、悲観的な結論で恐縮ですが、横並びにならざる負えない と考えています。

○委員

おっしゃることは理解できますが、そもそもこの審議会の意味は何なのかと感じてしまいます。横並びで同じであれば、それでいいですよね。それを結論付けるためだけに審議会を開いて、1人1万円も報酬を貰いながらやることに意味があるのでしょうか。これだと市民も良いとは思わないのではないでしょうか。

○委員

横並びが良いという前提で、この資料が作られてしまっては寂しい気がします。西東京市のことも加味しました、という文章がこの資料には足りない。もう少し工夫していただきたい。

○会長

おそらくですが、西東京市も長期計画を立案する時には、経済的な問題も多く含まれますので、市民アンケートを取るなどの細かい調査をしていると思います。

今回の場合は特別職の報酬に限られていますが、西東京市の計画案の中で、職員の 給料や議員の報酬を見直すという計画案が作られないと、具体的な施策になっていか ないと思います。

なので、感覚的にこうした方がいいだろうというものが、その計画案に反映されることを期待するしか我々にはできません。私は他の自治体の計画立案に関わったことがありますが、例えば、色々な自治体の組織の問題を議論する時に、給与や報酬を見直すという話はしますが、それを具体的な施策にどのように落とし込むのか、指標をどのように設定するのか、これがなかなか難しい。おっしゃりたいことは重々わかりますが。

○委員

例えばですが、一般職の職員の方を0.1月引き下げる条例案を12月に提出されますよね。市民の代表として選出されている議員の方々が、市民感情を反映したうえで、0.2月、0.3月下げた方が良いと考えて、条例案を否決することもできるわけです。

つまり、先程から会長がおっしゃるように、この審議会では答申だけを行い、どのような条例案を出すかは市長が決めますが、最終的な決定は市民の代表である議会が行います。最終的には議会によって市民感情が担保される、そのように考えることができると思います。その点も考慮して、この場では報酬を考えても良いと思います。

○委員

では、この場では市民感情をあまり考えなくても大丈夫だ、という判断ですか。

○委員

この審議会でも考えますが、二段階になっているということです。

○委員

あまり納得ができません。指標がないのであれば、作った方が良いと思います。もちろん今すぐに作ることは難しいですから、今後そういった指標を取り入れてはどうか、という一つの案になりますので、検討していただきたいと思います。

○委員

先程会長がおっしゃたように、付言で書くことも検討してはどうか、というご意見であると理解しております。

○委員

その点については、私も理解しております。

○会長

そうですね。結局、答申を出すときに、諮問されたことにだけ答えればいいわけですが、今のようなご議論があって、より良く答申を形成するにあたり、こういった資料がないと上手くできない、今後こういう方向に変えてください、というのはどこかで言わないと変わりませんよね。我々は直接変えることができませんから。

○委員

付帯意見として、今の話を付けて答申を作ることは可能ですから、今までの議論の 内容を沢山つけて、答申を提出するのが良いと思います。

○会長

色々な委員会において、この答申の意義は何かといった時に、例えば0.1月引き下げることについては横並び的かもしれませんが、それはそれで一つの結論を導く。それと同時に、正しい結論かどうか自信が持てなかった場合に、少なくともその結論を担保するための資料や情報を収集することをお願いする、これも答申の重要な一つの意味だと思っています。ですから、我々が答申を作る時に、委員会の意義をどこかに残そうとするわけですね。

○委員

今言われたことが私の望みです。さらに市民感情を図ることのできる情報や資料を 出していただき、次回からそういう資料を活かしていただければと思います。

会長

市民感情は図れないと言いますが、図れないけれども図ろうとしなければいけませんよね。

○委員

例えば、市民がどれだけ増えた減ったとか、企業が増えた減った倒産したとか、西東京市で倒産した会社が増えれば増える程評価は下がると思います。色々な情報があってこそ、様々な角度から議論ができると思います。

○会長

ですが、それをやると4回では終わらないですよね。

私が長期計画の作成に関わった時、一番長くて2年間でした。会議だけで26回あって、1ヶ月に2回くらい会議をしていましたが、本気でやるとそのくらい長期になってしまいます。今、委員が申し出られていることは、そういう議論のための情報がないということですよね。それは市でご検討いただきたいことになりますし、組織改革が必要になるかもしれません。

結論から申し上げますと、今回のこのスケジュールではそこまでお答えすることは

難しいかと思います。ですが、答申としては非常に重要な点になりますので、答申には書いておく必要があります。人それぞれになりますが、それは審議会のやることではない、と発言する人が出てくるかもしれません。

○委員

もちろんそうだと思います。市長は役割によっての報酬なので、市長を選ぶのは市民で、市民が市長を駄目と判断すれば投票しなければいい、だからこのような議論しなくてもいい、ということであればそれはそれでいいと思います。ですが、この審議会の意義を考えると、そのようなことを考える必要があるのではないでしょうか。

○会長

ごもっともです。実は答申というのは、雛形をいただくことが多いです。自分で最初から作るとなると、とても大変な作業になります。私は専門的な知識はありますが、市の職員ではありませんのでデータは持っていません。私がゼロから書いたものもありますが、完成まで1年くらいかかりました。今回は資料がございませんので、限界があるということはご理解いただきたいと思います。

限界点を示してしまうと発言しにくくなりますね。それでは、マイナス0.1月を反映させる、これを統一見解としてよろしいでしょうか。

○委員

すみません。部長級の職員というのは、毎年東京都の人事委員会勧告を反映させて、上げたり下げたりしているということですが、特別職については5年に1度のペースでしか変えてないですよね。資料11の5頁についてですが、部長級の5年間の推移を見ると、平成29年から4.5月、4.6月、4.65月、4.55月、4.45月と直近2年間は下がっていますが、平均すると4.55月になります。ここ1年下がっているのは、新型コロナウィルス感染症の影響だと思いますが、では今後5年間さらに下がり続けるのかといったら、それはないかと思います。直近1年2年だけを見て、期末手当の支給率の数値を決めるのは妥当ではないと考えています。

○会長

平均値ということですね。

○委員

そうですね。ここから上がるか下がるか予想はできない部分があるかと思いますが、ここ1年2年下がっているのは圧倒的に新型コロナウィルス感染症の影響だと思います。直近だけを見て、特別職の報酬をそれに合わせて0.1月下げるというのは違うと思いました。

○会長

マイナス0.1月を直接反映する仕方は、どちらかというと市民感情がベースになっているかと思われます。数字的に判断していく場合、平均値を用いるという考え方は当然あります。本審議会では直接0.1月を反映させるのではなく、それを加味して平均値を考えて、平均値を用いて報酬を決める、というのが委員のご意見ですね。

○委員

そうですね。さらに1点加えていただけるならば、新型コロナウィルス感染症という未曽有の災害の対策として、市はワクチン接種など様々なことに従事されているわけですよね。企業で例えると、売り上げが下がっているから当然給料も下がるだろうと思われますが、東京都内もしくは西東京市内の会社がコロナの影響を受けたからといって、必ずしも給料を下げているかというと、そうではないと思います。もちろん下げているため、このような勧告が出ていると思いますが。

今回の感染症の対策や作業を色々とされて仕事量が増えているのに、給料や報酬が下がったしまったら、これからさらに市民のために頑張っていこうという気になれなくなってしまう、特別職側の感情もあるのではと思いました。

○会長

それが毎年見直しをしない理由の一つだと思います。浮き沈みは当然あるけれど、 浮いたから給料が上がる、沈んだから給料を減らされても仕方ないという結論の作り 方というよりは、平均値を用いることで増える減るにしても納得のいく度合いが分か りやすい、それが平均値を使う効果だということですね。

○委員

はい。あくまでも私の意見です。

○会長

マイナス0.1月については、必ず減らす方向にはならないと前回お話したと思います。今回は特別な状況だから勧告を加味して減らすということもありますし、今回はあまりにも特別な状況なので減らさないということもありますし、平均値を用いることも当然あると思っています。

○委員

話が逸れて申し訳ありませんが、事務局の方にお伺いしたいと思います。今、どれだけ働いたらどれだけ貰えるかという話がありましたが、議員の稼働時間に関する資料で、武蔵村山は62時間で西東京市は101時間と記載がありました。もし横這いだとしたら差がありすぎると思うのですが、なぜこれ程差があるのでしょうか。議員の報酬というのは、西東京市と武蔵村山市ではそこまで変わらないのでしょうか。

○事務局

稼働時間数ですが、例年と異なります。コロナ対策が影響していると思われます。

○会長

この資料を読んでいて、稼働時間の幅が大きいことが疑問でした。なぜ幅が大きいのか考えた時に、コロナ対策により審議時間を短くしたり、それを無視して通常通りに審議したり、必要なことが沢山出ているため余計に審議したりしている。このため稼働時間の幅が大きくなったと思いました。

○委員

通常であれば、これ程の差はないですよね。

○会長

ないと思います。

○事務局

前回、26市議員報酬調という資料を出しております。この資料ですと、西東京市の 議員報酬は528,000円で、武蔵村山市の議員報酬は435,000円と、武蔵村山市の方が低 くなっています。

○委員

それにしても差が大きいですから、特別な事情なのでしょうね。

○会長

市民感情をあまり使いたくはありませんが、議員の方々がどのくらい働いているのか気になりますよね。

それではマイナス0.1月の問題について、そのまま直接0.1月引き下げを行うか、または、それを加味して平均値を用いて答申を作るかと、今2つの方法が出ていると思います。これまで平均値を用いて答申を作成したことはありませんので、新たな試み

になります。

○委員

私としては、12月の条例案の結果を確認しないと分かりませんが、一般職の職員の期末手当が0.1月下がった後に、特別職に関しては平均値を使うから下げないという答申を出すことは、論理的には分かりますが、やや市民感情を汲んでいない気がします。もし、一般職の職員は0.1月下げるという条例案が、議会で可決されるのであれば、その結果を踏まえた答申案を出すべきではないかと思います。

今、スケジュールを後ろ倒しにして審議会を開催するとお伺いしています。議員の 方々の意見が、最も市民感情が集約されているものだと思いますので、その時に議員 の方々がどのような意見があったかを踏まえて答申を出した方が良いと思います。

○会長

今回、市民感情を敏感にならざるを得ないと思います。将来的な話をした時に、委 員のような考え方は今後あるかもしれない。ですが、今回は難しいというご意見です ね。

○委員

いえ、難しいかどうかは分かりませんが、この場ではすぐに出せないので、条例案 の結果を見たいなと思いました。

○会長

この点については、今この場で最終的な答申の内容を確定することはできませんが、この点を加味して答申を作成する。そして付帯決議あるいは付言で、先程議論に出てきた内容を答申に盛り込むということで確認できたかと思います。

場合によっては、委員のご意見も書けないことはないと思います。付言にて、今までは勧告の数字を直接使っていましたが、過去5年の平均値を使用することは合理的だと判断できる、と書くこともできると思います。どうしても踏襲主義になってしまいますが、結論に至る過程や考え方も重要だと思います。

他にご発言はございますか。今回議論した資料の他に、配布資料でご質問等のある方はいらっしゃいますか。

(※各委員より意見なし)

○会長

それでは、事務局から何か連絡はございますか。

○事務局

皆様からご意見やご希望の資料がございましたら、事務局にご連絡ください。会長 とご相談させていただいたうえで、皆様に資料を配布させていただきます。

続いて、次回の審議会の日程でございますが、12月の議会が終えた後になりますので、12月24日金曜日の午前10時から開催したいと考えております。皆様のご都合をお伺いさせていただければと思います。

(※委員より出席できないとの発言あり)

○会長

時期も時期ですので、全員が出席することは難しいかもしれません。

○委員

おそらく一番忙しい時期だと思います。時期を早めることはできませんか。

○事務局

12月議会の日程がまだ正確に出ていないため、調整には少しお時間をいただきたいと考えております。

○会長

先にご意見を頂戴する方法もありますね。

○委員

次回の審議会の際には、12月議会の内容に関する資料もいただけるのでしょうか。

○事務局

条例案がどのようになったのか、議員からどのような意見があったか、資料をご提供させていただきます。

申し訳ございませんが、本日の段階では24日とさせてください。日程を修正させていただく場合は、改めてご連絡を差し上げます。

○会長

それでは、これをもちまして本日の審議会を閉会したいと思います。